

本厚木駅前

明るく・楽しい
空間づくり

東口地下道活性化

提案事業募集

本厚木駅前東口地下道の活性化を推進し、中心市街地の回遊性の向上やにぎわいの創出を図るため、提案事業を募集します。採択された提案事業の実施に係る道路利活用を支援します。



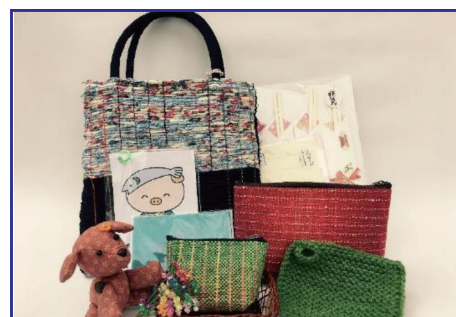
骨董市

これまでの主な採択事業

- ・アカペラ合唱
- ・スタチューパフォーマンス
- ・ロボット操作体験
- ・工作教室 など



ハンドメイドマーケット



障がい者手作り製品の販売



ラジコン体験



けん玉教室

募集事業

地下道の活性化とにぎわい創出を目的として令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に実施する事業

募集締切

令和6年8月16日(金)

応募方法

厚木市ホームページから応募用紙をダウンロードして、本厚木駅前東口地下道活性化実行委員会事務局まで御持参ください。詳しくは、厚木市ホームページで

ご確認ください⇒



令和6年度
追加募集



令和6年度本厚木駅前東口地下道活性化提案事業募集要領(概要)

※市ホームページの募集要領を必ずご覧ください。

1 趣旨

厚木市及び本厚木駅前東口地下道活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、本厚木駅、厚木バスセンターやアミューあつぎなどの中心市街地の主要施設を結ぶ、本厚木駅前東口地下道（以下「地下道」という。）の活性化を推進し、市街地の回遊性の向上やにぎわいの創出等を図るため、市内外の皆様からの提案事業を募集します。

2 提案事業について

(1) 事業主体

実行委員会が、市内外で活動する団体等を対象に地下道の活性化を推進する事業を募集し、採択した事業を事業提案団体と協働で実施します。

(2) 事業実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日までに実施する事業。なお、事業実施の頻度（1日、毎週、毎月等）は問いません。

(3) 事業費用

提案者の全額負担とします。（事業実施に必要となる各申請手続きに係る費用は減免となります。）

3 募集期間

令和6年8月16日まで

4 応募方法

厚木市ホームページ又は実行委員会事務局（厚木市企画政策課）（以下「事務局」という。）にある応募用紙、必要書類（5 提出書類を参照）を作成し、事務局まで御持参ください。その際、事業内容について事務局担当者に御説明いただきます。

5 提出書類

次に示す様式1、様式2に加え、任意の書式による関係書類を添付し、御提出ください。

(1) 応募用紙（様式1）

事業を実施しようとする団体名、代表者名、連絡先、事業概要等を記入してください。

(2) 会場の詳細図（様式2）

事業を実施しようとする場所を明記の上、道路上に設置する物品等について、できる限り詳細に記載してください。また、通行者の安全確保や緊急時の避難対応について考慮し、参加予定者数を超える人数が集まった場合の対応方法等について、記載してください。

(3) 団体の概要が分かる書類

事業を実施しようとする団体等の概要が分かる書類を添付してください。

(4) 事業計画書

事業の目的、内容が分かる書類を添付してください。

(5) 事業の収支予算書

事業に係る収支が分かる書類を添付してください。

(6) 過去の事業実績

過去に同様の事業を実施したことがある場合には、その事業の実績が分かる写真等を添付してください。

6 事業採択の視点

募集締切後、実行委員会で協議の上、実行委員会実行委員長が事業を採択します。採択する際、次に示す視点から選考いたします。

(1) 地下道活性化の趣旨に沿っていること。

(2) 広く市民を対象としていること。

(3) 営利又は商業宣伝を主な目的としていないこと。

(4) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としていないこと。

(5) 事業実施に当たり、歩行者等の安全を十分に確保していること。

(6) 次に掲げる行為等を含む事業については、採択しないものとする。

ア 地下道の美観を損なうこと。

イ 火気を使用すること、又は、引火の恐れのあるものを持ち込むこと。

ウ 大きな音を出すこと。

エ その他、地下道での実施にふさわしくないこと。

7 採択事業の決定

令和6年9月下旬（予定）

本厚木駅前東口地下道活性化実行委員会 事務局

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所本庁舎4階 企画政策課内

電話番号 046-225-2450 Email 1100@city.atsugi.kanagawa.jp